第３章　盛土等に関する工事の届出等

第１節　届出等の手続きの概要

１　届出等が必要な盛土等に関する工事

(1)　規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条　宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

３・４　略

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づく規制区域の指定、つまり、規制開始時点で、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、**表 3-1** に示す規模に該当する盛土等に関する工事を行っている場合、工事主は規制開始日から 21 日以内に届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

表 3-1　規制区域指定の際に着手済みで届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域 及び　特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	①　盛土で高さが１ｍ超の崖を生ずるもの	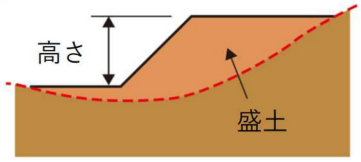
	②　切土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	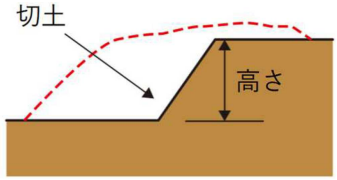
	③　盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	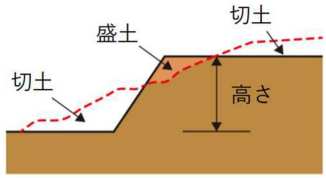
	④　盛土で高さが２ｍ超となるもの（①、③を除く）	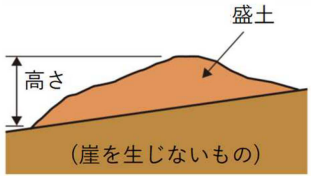
	⑤　盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	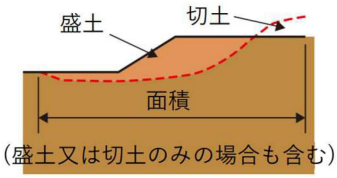
土石の堆積	⑥　最大時に堆積する高さが２ｍ超かつ面積が300㎡超となるもの	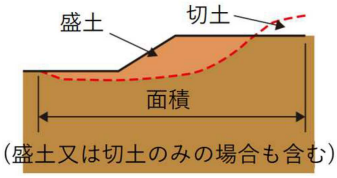
	⑦　最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	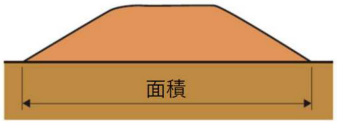

※　「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2)　擁壁等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条　略

2　略

3　宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、

擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　略

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【政令】（届出を要する工事）

第 26 条　法第 21 条第 3 項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2 メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2　前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内の土地において、次に示す全部又は一部を除却する工事を行う場合は、当該工事に着手する日の 14 日前までに届出をする必要があります。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事を行う過程で、擁壁等を除却する場合、届出は不要です。

① 高さが 2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設
② 地表水等を排除するための排水施設
③ 地滑り抑止ぐい等

(3) 公共施設用地の転用

【法】（工事等の届出）

第 21 条　略

2・3　略

4　宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から 14 日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、当該用地を転用した日から 14 日以内に届出をする必要があります。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内におい

て届出をした特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事を行う過程で、公共施設用地を転用する場合、届出は不要です。

(4) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（許可対象規模未満の工事）

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4　略

5　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

【政令】（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 27 条　法第 27 条第 1 項ただし書の政令で定める工事は、第 5 条第 1 項各号に掲げるものとする。

【政令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第 5 条　法第 12 条第 1 項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一　鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

二　鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三　採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四　砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五　前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、**表 3-2** に示す規模に該当するものは、盛土等に関する工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する 30 日前までに、届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

なお、届出をする必要のある規模であっても、**表 3-3** に示すとおり、政令で規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事については、届出は不要です。詳細は「**第 1 章　盛土規制法の概要**」を参照してください。また、都市計画法開発許可の申請をした場合は、特定盛土等に関する工事について届出をしたものとみなされるため、別途、盛土規制法に基づく届出は不要です。

表 3-2　特定盛土等規制区域内において届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	特定盛土等規制区域	イメージ図
特定盛土等	①　盛土で高さが１ｍ超の崖を生ずるもの	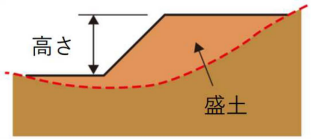
	②　切土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	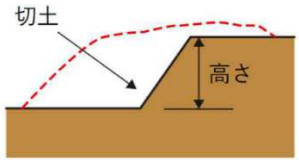
	③　盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	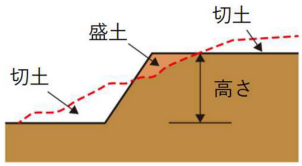
	④　盛土で高さが２ｍ超となるもの（①、③を除く）	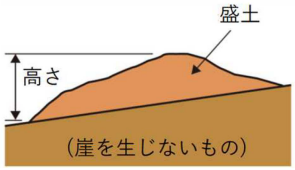
	⑤　盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	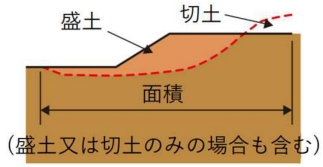
土石の堆積	⑥　最大時に堆積する高さが２ｍ超かつ面積が300㎡超となるもの	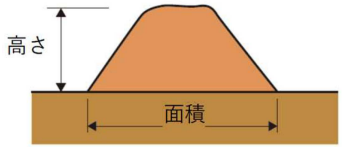
	⑦　最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	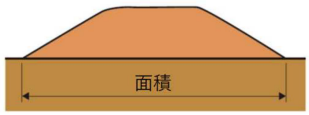

※　「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

表 3-3　特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で届出が不要なもの

根拠法令	工事種別
法第 27 条第 1 項 政令第 27 条	①　鉱山保安法の規定による届出をした者が行う工事等 ②　鉱業法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ③　採石法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ④　砂利採取法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ⑤　①から④に掲げる工事と同等以上に特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
法第 27 条第 5 項	都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を申請した工事

(5)　盛土規制法に適合していることの証明

【省令】（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第 88 条　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）第 3 条第 1 項の認定（同法第 4 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【解説】

盛土規制法は、建築基準法における建築基準関係規定の一つとして位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請の際、その計画が盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められる場合があります。

「**第 1 章　盛土規制法の概要**」で述べたように、盛土規制法の規制対象であるものの災害の発生のおそれがないと認められる工事として許可が不要なものについては、必要に応じて省令第 88 条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明書の交付を申請することができます。

2　届出等の手続きの流れ

【解説】

届出等が必要な盛土等に関する工事の手続きの流れは**図 3-1** に示すとおりです。

届出等の手続きは、書類が完備されていれば受理しますが、届出等の書類に不備がある場合は、補正を指示することになりますので、許可権者に届出等の内容を事前に確認してから、提出するようにしてください。

段階	届　出　者	産業部林政課	そ　の　他
事前相談	事　前　相　談 →	事前相談受付 ↓ 事　前　審　査	関係部署確認
届出	【着手済み工事の届出】 届出書の提出 → 様式第十五　様式第十六　法第21条第1項〔第40条第1項〕	届出書の受理 届出内容の公表 法第21条第2項〔第40条第2項〕	
	【擁壁等に関する工事の届出】 届出書の提出 → 様式第十七　法第21条第3項〔第40条第3項〕	届出書の受理	
	【公共施設用地の転用の届出】 届出書の提出 → 様式第十八　法第21条第4項〔第40条第4項〕	届出書の受理	
	【特盛区域内の小規模工事の届出】 届出書の提出 → 様式第十九　様式第二十　法第27条第1項	届出書の受理 届出内容の公表 法第27条第2項	
工事施行中	【特盛区域内の小規模工事の届出のみ】 現場での標識掲出 様式第二十三　様式第二十四　法第49条		
	【特盛区域内の小規模工事の届出のみ】 着手届出書の提出 → 第４号様式　細則第18条	工事着手届の受理	
	【着手済み工事及び擁壁等に関する工事の届出で、工事内容の変更が生じる場合】 変更届出書の提出 → 第１０号様式　細則第12条	変更届出書の受理	
	【特盛区域内の小規模工事の届出で、工事内容の変更が生じる場合】 変更届出書の提出 → 様式第二十一　様式第二十二　法第28条第1項	変更届出書の受理 変更届出内容の公表 法第28条第3項	
	【工事を中止、廃止又は再開する場合】 中止等届出書の提出 → 第１１号様式　細則第13条	中止等届出書の受理	
工事完了	完了届出書の提出 → 第１４号様式　細則第16条	完了届出書の受理	

図 3-1　届出等の手続きの流れ

3　事前相談

【解説】

盛土等に関する工事の届出等に当たっては、その計画について、事前に届出等の要否や書類の内容について、許可権者と事前相談を行うことが望ましいです。

事業を計画している人は、事前相談票及び計画の具体的な内容が分かる図面等を用意し、盛土規制法に関する担当窓口（「**第１章　盛土規制法の概要**」p35「**表 1-12　担当窓口**」参照）に連絡のうえ、事前相談を行ってください。

事前相談を行う中で、届出等が必要となった場合には届出等の書類を整備し、提出できる状態となりましたら、担当窓口に書類を提出してください。

事前相談票の様式は、市ホームページで公表しています。

ＵＲＬ：https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html

4　届出書等の書類の提出部数

【細則】（(委任)

第 18 条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出書をはじめとして、この章に記載している工事等の届出、工事完了までに行う各種手続きにおける書類の提出部数は**表 3-4** に示すとおりです。

表 3-4　届出書等の提出部数

区分	提出部数	備考
正本	1 部	
副本	1 部	
合計	2 部	

第２節　届出等に必要な書類等

１　規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第 52 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書が令第 23 条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2 メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3　土石の堆積に関する工事について、法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4　前項の届出書が令第 25 条第 2 項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2 メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

※特定盛土等規制区域については、第 82 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は省令第 52 条第 1 項の届出書の正本及び副本に、特定盛土等に関する工事について法第 40 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は省令第 82 条第 1 項の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に

掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
一　省令第 52 条第 2 項（省令第 82 条第 1 項において準用する場合を含む。）の表に掲げる図面
二　土地の標準断面図
三　盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
2　土石の堆積に関する工事について法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は省令第 52 条第 3 項の届出書の正本及び副本に、法第 40 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は省令第 82 条第 2 項の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
一　省令第 52 条第 4 項（省令第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）の表に掲げる図面
二　土地の標準断面図
三　土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
3・4　略

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出は、省令で規定する様式に図面や土地付近状況写真を添付してすることとされています。なお、省令では、届出対象のうち一定規模以上の工事について、位置図、地形図及び土地の平面図を添付することが規定されていますが、市施行細則により、届出対象の全ての工事について、省令で規定する図面及び土地の標準断面図を添付することを規定しています。

(1)　規制区域指定の際に着手済みの工事届出書及び添付書類

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-5** から**表 3-8** に示すとおりです。

表 3-5　規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	・省令第 52 条第 1 項〔第 82 条第 1 項〕
2	-	土地付近状況写真	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・届出時点における工事の施行状況が確認できるもの
3	-	他法令による許認可書等の写し	・宅地造成又は特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ①　許認可済みのものは許認可書の写し ②　申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
4	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・詳細は**表 3-6** を参照

表 3-6　規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の添付図面（宅地造成又は特定盛土等）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	土地の標準断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 11 条第 1 項第２号 ・盛土又は切土の最大高さ及びのり面の勾配を示すものとすること。 ・上記が確認できれば、代表的な 1 断面のみの提出で構わない。

表 3-7　規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	・省令第 52 条第 3 項〔第 82 条第 2 項〕
2	-	土地付近状況写真	・省令第 52 条第 4 項〔第 82 条第 2 項〕 ・届出時点における工事の施行状況が確認できるもの
3	-	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ①　許認可済みのものは許認可書の写し ②　申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・省令第 52 条第 4 項〔第 82 条第 2 項〕 ・詳細は**表 3-8** を参照

表 3-8　規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の添付図面（土石の堆積）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/2,500以上	・細則第 11 条第 2 項第 2 号 ・土石の堆積の最大高さを示すものとすること。 ・上記が確認できれば、代表的な 1 断面のみの提出で構わない。

(2) 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の提出時期及び提出部数

規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書は、規制区域の指定の日から 21 日以内に市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

2 擁壁等に関する工事

【省令】（擁壁等に関する工事の届出）

第 55 条　法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 85 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条　略

2　略

3　法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は省令第 55 条の届出書の正本及び副本に、法第 40 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は省令第 85 条の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　位置図

二　擁壁等の除却を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三　擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類

4　略

【解説】

擁壁等に関する工事の届出は、省令で規定する様式に、市施行細則で規定する位置図、土地付近状況写真及び擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類を添付してすることとされています。

(1) 擁壁等に関する工事の届出書及び添付書類

擁壁等に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-9** に示すとおりです。

表 3-9　擁壁等に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	・省令第 55 条〔第 85 条〕
2	-	位置図	・細則第 11 条第 3 項第 1 号
3	-	土地付近状況写真	・細則第 11 条第 3 項第 2 号 ・除却を行おうとする擁壁等の状況が確認できるもの
4	-	除却後の措置に関する計画を記載した書類	・細則第 11 条第 3 項第 3 号 ・擁壁等を除却した箇所の安全を維持するために実施する計画を記載
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(2)　擁壁等に関する工事の届出書の提出時期及び提出部数

擁壁等に関する工事の届出書は、当該工事に着手する日の 14 日前までに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

3　公共施設用地の転用

【省令】（公共施設用地の転用の届出）

第 56 条　法第 21 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 86 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条　略

２・３　略

４　法第 21 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は省令第 56 条の届出書の正本及び副本に、法第 40 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は省令第 86 条の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　位置図

二　公共施設用地を宅地又は農地に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三　土地の平面図

【解説】

公共施設用地の転用の届出は、省令で規定する様式に、市施行細則で規定する位置図、土地付

近状況写真及び土地の平面図を添付してすることとされています。

(1) 公共施設用地の転用の届出書及び添付書類

公共施設用地の転用の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-10** に示すとおりです。

表 3-10　公共施設用地の転用の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	・省令第 56 条〔第 86 条〕
2	-	位置図	・細則第 11 条第 4 項第 1 号
3	-	土地付近状況写真	・細則第 11 条第 4 項第 2 号 ・転用した土地の状況が確認できるもの
4	-	土地の平面図	・細則第 11 条第 4 項第 3 号 ・転用した土地全体を含むもの
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(2) 公共施設用地の転用の届出書の提出時期及び提出部数

公共施設用地の転用の届出書は、対象の公共施設用地を転用した日から 14 日以内に市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

4　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（許可対象規模未満の工事）

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第 58 条　特定盛土等に関する工事について、法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　第 7 条第 1 項第 1 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる書類（この場合において、同項第 1 号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第 7 号及び第 8 号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二　前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2　土石の堆積に関する工事について、法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　第 7 条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる書類（この場合において、同項第 1 号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第 5 号及び第 6 号中「許可を受け」とあるのは「届出を

し」と読み替えるものとする。）
二　前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出は、省令で規定する様式及び必要な図面等を添付してすることとされています。

(1)　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書及び添付書類

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-11** から**表 3-14** に示すとおりです。

表 3-11　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	・省令第 58 条第 1 項
2	-	土地付近状況写真	・省令第 7 条第 1 項第 6 号
3	-	届出者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・省令第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号 ・届出者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
4	-	他法令による許認可書等の写し	・特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ①　許認可済みのものは許認可書の写し ②　申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
7	-	図面	・省令第 58 条第 1 項第 1 号 ・詳細は**表 3-12** を参照

表 3-12　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の届出書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第７条第１項第１号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第７条第１項第１号 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・省令第７条第１項第１号 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・省令第７条第１項第１号 ・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法（のり）寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	・省令第７条第１項第１号
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	・省令第７条第１項第１号 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	・省令第７条第１項第１号

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・省令第７条第１項第１号
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・省令第７条第１項第１号
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・省令第７条第１項第１号 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

表 3-13　特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	・省令第 58 条第２項
2	-	土地付近状況写真	・省令第７条第２項第４号
3	-	届出者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・省令第７条第２項第５号及び第６号 ・届出者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
4	-	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ①　許認可済みのものは許認可書の写し ②　申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

No.	様式	書類の名称	備考
7	-	図面	・省令第 58 条第 2 項第 1 号 ・詳細は**表 3-14** を参照

表 3-14　特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の届出書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号

(2)　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の提出時期及び提出部数

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書は、当該工事に着手する 30 日前までに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

5　盛土規制法に適合していることの証明

【細則】（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第 17 条　省令第 88 条に規定する書面の交付を受けようとする者は、証明願（第１５号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　位置図
二　地形図
三　土地の平面図
四　土地の断面図
五　土地及びその付近の状況を明らかにする写真
六　その他市長が必要と認める書類

【解説】

省令第 88 条に規定する証明書の交付申請は、市施行細則で規定する様式に、位置図や土地の平面図、土地付近状況写真等を添付してすることとされています。

(1)　宅地造成等に関する証明書交付申請に係る手数料

省令第 88 条に規定する証明事務は、甲府市手数料条例第 2 条の規定する事務に位置付けられており、申請 1 件につき 300 円の証明手数料を納付する必要があります。

(2)　宅地造成等に関する証明書交付申請書の様式及び添付書類

宅地造成等に関する証明書の交付申請に係る様式及び添付書類は、**表 3-15** 及び**表 3-16** に示すとおりです。

表 3-15　宅地造成等に関する証明書交付申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 15 号様式	証明願	・細則第 17 条
2	-	土地付近状況写真	・細則第 17 条第 5 号
3	-	政省令に規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当することを証する書類	・政令第 5 条第 1 号から第 4 号又は省令第 8 条第 1 号から第 7 号までに該当することの証明を求める場合に提出
4	-	その他必要と認める書類	・証明に当たり必要と認められる場合に提出
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・詳細は**表 3-16** を参照

表 3-16　宅地造成等に関する証明書交付申請書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・細則第 17 条第 1 号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・細則第 17 条第 2 号 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・細則第 17 条第 3 号 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 17 条第 4 号 ・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	土地の求積平面図	盛土又は切土をする土地の面積	（任意）	・省令第 8 条第 9 号に該当することの証明を求める場合に提出 ・盛土又は切土をする土地の面積について作成すること。

(3)　宅地造成等に関する証明書交付申請書の提出部数

宅地造成等に関する証明書交付申請書は、建築基準法に基づく建築確認申請の際に、建築確認審査機関から盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められた場合などで随時市長に提出してください。また、申請書の提出部数については担当窓口にご確認ください。

第３節　届出から工事完了までの具体的な手続き

１　工事の届出に係る公表

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条　略

２　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

３・４　略

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法）

第 53 条　法第 21 条第２項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 83 条で同様に規定

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

第 54 条　法第 21 条第２項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図

二　工事の届出年月日

三　工事施行者の氏名又は名称

四　工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日

五　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

六　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

七　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第 84 条で同様に規定

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条　略

２　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

３～５　略

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第 59 条　法第 27 条第２項（法第 28 条第３項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第９条に規定するところにより行うものとする。

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第９条　法第 12 条第４項（法第 16 条第３項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）
第 60 条　法第 27 条第２項の主務省令で定める事項は、第 54 条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第１号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

【解説】

盛土等に関する工事のうち、許可を受けた工事だけでなく届出のあった工事についても、工事の内容が公表されます。これは、市民等が不法・危険な盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的に規定されたものです。

(1)　公表対象となる工事

次に示す工事が公表の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みかつ届出のあった盛土等に関する工事
- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2)　公表の方法

省令第９条、第 53 条及び第 83 条の規定に基づき、市ホームページに公表事項を掲載する予定です。（許可対象と同一のホームページに公表します。）

ＵＲＬ：https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html

(3)　公表事項

公表される事項は、**表 3-17** に示すとおりです。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、表中の「⑧崖面崩壊防止施設の有無」も公表の対象となります。これは、建築物を建築しようとする者及び建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関が、その土地について崖面崩壊防止施設の有無を把握できるようにするため、省令第 60 条（省令第 54 条を準用）に規定されている事項に加えて追加するものです。

表 3-17　公表事項

根拠法令	公表事項
法第 21 条第 2 項 〔第 40 条第 2 項〕 省令第 54 条各号 〔第 84 条〕 法第 27 条第 2 項 省令第 60 条	①　宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 ②　工事の届出年月日 ③　工事施行者の氏名又は名称 ④　工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑤　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑥　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑦　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑧　崖面崩壊防止施設の有無※

※　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事のみ対象

2　現場での標識掲出

対象は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【法】（標識の掲示）

第 49 条　第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可を受けた工事主又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】（標識の様式及び記載事項）

第 87 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2　土石の堆積に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3　法第 49 条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
三　工事施行者の氏名又は名称
四　現場管理者の氏名又は名称
五　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
六　宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
七　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
八　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
九　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
十　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
十一　許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をし

た工事主は、工事現場の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲出する必要があります。

なお、都市計画法開発許可の申請をし、特定盛土等に関する工事について届出をしたものとみなされた工事も現場での標識掲出の対象となります。

(1) 現場での標識掲出の対象となる工事

次に示す工事が現場での標識掲出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- 盛土規制法第 27 条第 5 項の規定により、届出をしたものとみなされる特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2) 標識の様式

標識の様式は、省令第 87 条第 1 項に規定されています。詳細は、省令別記様式第二十三（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識）及び第二十四（土石の堆積に関する工事の標識）を参照してください。

(3) 標識の記載事項

標識に記載する必要のある事項は、**表 3-18** に示すとおりです。

表 3-18　標識の記載事項

根拠法令	記載事項
法第 49 条 省令第 87 条第 3 項	①　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②　工事の届出年月日 ③　工事施行者の氏名又は名称 ④　現場管理者の氏名又は名称 ⑤　工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥　特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪　届出を担当した甲府市の部局の名称及び連絡先

3　工事着手の届出

対象は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第５条　法第 12 条第１項の許可（法第 15 条第１項の規定により法第 12 条第１項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者又は法第 27 条第１項の規定により届出をした者若しくは法第 30 条第１項の許可（法第 34 条第１項の規定により法第 30 条第１項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第４号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

一　宅地造成等に関する工事の工程表

二　法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真

【解説】

許可権者が盛土等に関する工事の進捗状況を把握することを目的に、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

(1)　工事着手の届出の対象となる工事

次に示す工事が工事着手の届出の対象となります。

・　盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2)　工事着手の考え方

工事着手の時点の考え方は、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とします。

(3)　工事着手届出書及び添付書類

工事着手の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-19** に示すとおりです。

表 3-19　工事着手届出書の様式及び添付書類（特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第４号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書	・細則第５条
2	（任意）	工程表	・細則第５条第１号 ・届出時に提出した工程表より詳細な工程が決まっている場合はその工程表

No.	様式	書類の名称	備考
3	-	標識の掲示状況を明らかにする写真	・細則第５条第２号
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4)　工事着手届出書の提出部数

工事着手届出書は、当該工事に着手したら速やかに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

4　変更の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び**擁壁等に関する工事**

【細則】（宅地造成等に関する届出工事の変更の届出）

第 12 条　法第 21 条第１項若しくは第３項又は法第 40 条第１項若しくは第３項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する届出工事の変更届出書（第 10 号様式）の正本及び副本に、当該変更に係る事項を記載した図書を添付し、市長に提出しなければならない。

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】（変更の届出等）

第 28 条　前条第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前条第５項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 35 条の２第１項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

３　前条第２項から第４項までの規定は、第１項の規定による届出について準用する。

【省令】（変更の届出）

第 61 条　特定盛土等に関する工事について、法第 28 条第１項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第 58 条第１項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第 28 条第１項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第 58 条第２項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事又は擁壁等に関する工事の届出をした後、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合、変更の届出をする必要があります。このうち、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事については、変更する計画の内容が当初の計画の延長と判断できないものは、変更の届出ではなく、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした後、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合は、変更の届出をする必要があります。工事の変更計画が軽微な変更（「**第 2 章第 5 節　4　軽微な変更の届出**」参照）に該当する場合、届出は不要です。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法の変更の許可の申請をすることにより、盛土規制法の変更の届出をしたものとみなされます。

(1)　変更の届出の対象となる工事

次に示す工事が変更の届出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みで届出のあった盛土等に関する工事
- 擁壁等に関する工事
- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2)　変更届出書及び添付書類

変更の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-20** から**表 3-22** に示すとおりです。

表 3-20　変更届出書の様式及び添付書類（規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 10 号様式	宅地造成等に関する届出工事の変更届出書	・細則第 12 条
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・細則第 12 条 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 3-21　変更届出書の様式及び添付書類（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式 第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	・省令第 61 条第 1 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・省令第 61 条第 1 項 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 3-22　変更届出書の様式及び添付書類（特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式 第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	・省令第 61 条第 2 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・省令第 61 条第 2 項 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3)　変更届出書の提出時期及び提出部数

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事の変更届出書は、届出に係る工事の計画を変更する前に速やかに市長に提出してください。また、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書は、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに市長に提出してください。また、変更届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

5　工事の中止・廃止・再開の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第 13 条　宅地造成等に関する工事について、法第 12 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について、法第 30 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 27 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書（第 11 号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2　前項の規定による中止の届出をした者で、当該届出に係る工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書の正本及び副本に、当該届出に係る工事の工程表を添付し、市長に提出しなければならない。

【解説】

盛土等に関する工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1)　中止・廃止・再開の届出の対象となる工事

次に示す工事が中止・廃止・再開の届出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みで届出のあった盛土等に関する工事
- 擁壁等に関する工事
- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2)　工事の中止・廃止・再開届出書及び添付書類

工事の中止・廃止・再開の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-23** に示すとおりです。

表 3-23　工事の中止・廃止・再開届出書の様式及び添付書類（工事の種別にかかわらず共通）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 11 号様式	宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書	・細則第 13 条第 1 項
2	（任意）	工程表	・細則第 13 条第 2 項 ・中止した工事を再開しようとする場合に提出
3	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3) 工事の中止・廃止・再開届出書の提出時期及び提出部数

工事の中止・廃止・再開届出書は、該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときに、速やかに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

6 完了の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する届出工事の完了の届出）
第 16 条　法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、法第 27 条第 1 項又は法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、宅地造成等に関する届出工事の完了届出書（第 14 号様式）の正本及び副本に、当該届出に係る工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

【解説】

届出をした盛土等に関する工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 完了の届出の対象となる工事

次に示す工事が完了の届出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みで届出のあった盛土等に関する工事
- 擁壁等に関する工事
- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 完了届出書及び添付書類

完了の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-24** に示すとおりです。

表 3-24　完了届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 14 号様式	宅地造成等に関する届出工事の完了届出書	・細則第 16 条
2	-	土地付近状況写真	・細則第 16 条 ・工事の完了が確認できるもの
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3)　完了届出書の提出部数

完了届出書は、当該工事が完了したときに、速やかに市長に提出してください。また、完了届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

第４節　巻末資料（届出等手続きの様式集）

本節では、第２節及び第３節に記載している届出等の手続きに使用する各種様式を収録しています。様式のオリジナルファイル（Word ファイル）は市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

ＵＲＬ：https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html

１　省令で規定する様式

様式第十五　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 184
様式第十六　土石の堆積に関する工事の届出書 185
様式第十七　擁壁等に関する工事の届出書 186
様式第十八　公共施設用地の転用の届出書 187
様式第十九　特定盛土等に関する工事の届出書 188
様式第二十　土石の堆積に関する工事の届出書 190
様式第二十一　特定盛土等に関する工事の変更届出書 192
様式第二十二　土石の堆積に関する工事の変更届出書 194
様式第二十三　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 196
様式第二十四　土石の堆積に関する工事の標識 197

２　細則で規定する様式

第４号様式　宅地造成等に関する工事の着手届出書 198
第 10 号様式　宅地造成等に関する届出工事の変更届出書 199
第 11 号様式　宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書 200
第 14 号様式　宅地造成等に関する届出工事の完了届出書 201
第 15 号様式　証明願 202

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第２１条第１項 / 第４０条第１項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）	
3	工事をしている土地の面積		平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ		メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛　土	立方メートル
		切　土	立方メートル
8	工事着手年月日	年　月　日	
9	工事完了予定年月日	年　月　日	
10	工事の進捗状況		
11	届出代理人の住所氏名及び連絡先		

〔注意〕

1　工事主又は１欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　２欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

3　４欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

4　11 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第２１条第１項 / 第４０条第１項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　　度　　分　　秒、経度：　　度　　分　　秒）
3	工事をしている土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年　　月　　日
8	工事完了予定年月日	年　　月　　日
9	工事の進捗状況	
10	届出代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　工事主又は１欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　２欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

3　10 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第２１条第３項 / 第４０条第３項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事が行われる土地の所在地及び地番	
2	行おうとする工事の種類及び内容	
3	工事着手予定年月日	年　　月　　日
4	工事完了予定年月日	年　　月　　日
5	届出代理人の住所氏名及び連絡	

〔注意〕

1　届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　５欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第２１条第４項 / 第４０条第４項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	転用した土地の所在地及び地番	
2	転用した土地の面積	平方メートル
3	転用前の用途	
4	転用後の用途	
5	転用年月日	年　　月　　日
6	届出代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　６欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第２７条第１項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">1　工事主住所氏名
（法人役員住所氏名）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　設計者住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　工事施行者住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　土地の所在地及び地番
（代表地点の緯度経度）</td><td colspan="4">（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　土地の面積</td><td colspan="4">平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　工事着手前の土地利用状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7　工事完了後の土地利用</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　盛土のタイプ</td><td colspan="4">平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　土地の地形</td><td colspan="4">渓流等への該当　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="13">10
工事の概要</td><td>イ　盛土又は切土の高さ</td><td colspan="4">メートル</td></tr>
<tr><td>ロ　盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="4">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハ　盛土又は切土の土量</td><td>盛　土</td><td colspan="3">立方メートル</td></tr>
<tr><td>切　土</td><td colspan="3">立方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ニ　擁壁</td><td>番　号</td><td>構　造</td><td>高　さ</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ホ　崖面崩壊防止施設</td><td>番　号</td><td>種　類</td><td>高　さ</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ヘ　排水施設</td><td>番　号</td><td>種　類</td><td>内法寸法</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>センチ
メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

	ト　崖面の保護の方法	
	チ　崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ　工事中の危害防止のための措置	
	ヌ　その他の措置	
	ル　工事着手予定年月日	年　　月　　日
	ヲ　工事完了予定年月日	年　　月　　日
	ワ　工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	届出代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　届出者、１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3　３欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

4　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。

6　９欄は、渓流等（令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

7　11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

8　12 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第２７条第１項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">1　工事主住所氏名
（法人役員住所氏名）</td><td colspan="2">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　設計者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　工事施行者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　土地の所在地及び地番
（代表地点の緯度経度）</td><td colspan="2">（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　工事の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">7
工事の概要</td><td>イ　土石の堆積の最大堆積高さ</td><td colspan="2">メートル</td></tr>
<tr><td>ロ　土石の堆積を行う土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr>
<tr><td>ハ　土石の堆積の最大堆積土量</td><td colspan="2">立方メートル</td></tr>
<tr><td>ニ　土石の堆積を行う土地の最大勾配</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ホ　勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ヘ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ト　空地の設置</td><td>番号</td><td>空地の幅</td></tr>
<tr><td></td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>チ　雨水その他の地表水を有効に排除する措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>リ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	届出代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　届出者、１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3　３欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

4　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5　７欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。

6　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

7　９欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第２８条第１項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">1　工事主住所氏名
（法人役員住所氏名）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　設計者住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　工事施行者住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　土地の所在地及び地番
（代表地点の緯度経度）</td><td colspan="4">（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　土地の面積</td><td colspan="4">平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　工事着手前の土地利用状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7　工事完了後の土地利用</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　盛土のタイプ</td><td colspan="4">平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　土地の地形</td><td colspan="4">渓流等への該当　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="15">10
工事の概要</td><td>イ　盛土又は切土の高さ</td><td colspan="4">メートル</td></tr>
<tr><td>ロ　盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="4">平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハ　盛土又は切土の土量</td><td>盛　土</td><td colspan="3">立方メートル</td></tr>
<tr><td>切　土</td><td colspan="3">立方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ニ　擁壁</td><td>番　号</td><td>構　造</td><td>高　さ</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ホ　崖面崩壊防止施設</td><td>番　号</td><td>種　類</td><td>高　さ</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ヘ　排水施設</td><td>番　号</td><td>種　類</td><td>内法寸法</td><td>延　長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>センチ
メートル</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

	ト　崖面の保護の方法	
	チ　崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ　工事中の危害防止のための措置	
	ヌ　その他の措置	
	ル　工事着手予定年月日	年　　月　　日
	ヲ　工事完了予定年月日	年　　月　　日
	ワ　工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	届出代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　届出者、１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3　３欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

4　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。

6　９欄は、渓流等（令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

7　11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

8　13 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第２８条第１項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">1　工事主住所氏名
（法人役員住所氏名）</td><td colspan="2">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　設計者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　工事施行者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　土地の所在地及び地番
（代表地点の緯度経度）</td><td colspan="2">（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　工事の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">7
工事の概要</td><td>イ　土石の堆積の最大堆積高さ</td><td colspan="2">メートル</td></tr>
<tr><td>ロ　土石の堆積を行う土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr>
<tr><td>ハ　土石の堆積の最大堆積土量</td><td colspan="2">立方メートル</td></tr>
<tr><td>ニ　土石の堆積を行う土地の最大勾配</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ホ　勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ヘ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ト　空地の設置</td><td>番号</td><td>空地の幅</td></tr>
<tr><td></td><td>メートル</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>チ　雨水その他の地表水を有効に排除する措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>リ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	届出代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　届出者、１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3　３欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

4　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5　７欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。

6　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

7　10欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出			済標識
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第　　号	
3	許可又は届出年月日	年　月　日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土　立方メートル	
		切土　立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年　月　日	
10	工事完了予定年月日	年　月　日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

1　1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第　　号	
3	許可又は届出年月日	年　月　日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年　月　日	
10	工事完了予定年月日	年　月　日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

1　1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

第４号様式（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号（最初に届け出た年月日）	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	
工事施行者住所及び氏名	
現場管理者氏名及び連絡先	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１０号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第２１条第１項・第２１条第３項 第４０条第１項・第４０条第３項 の規定により、

届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	年　　月　　日
土地の所在地及び地番	
【法第２１条第１項又は第４０条第１項】※ 工事をしている土地の面積	
【法第２１条第３項又は第４０条第３項】※ 行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　※印の項目については、該当する条項について記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１１号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書

宅地造成等に関する工事を（中止・廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号（最初に届け出た年月日）	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
理　　由	
工事進捗状況及び防災措置	

届出代理人住所氏名	電話番号

注　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１４号様式（第１６条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する届出工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法　第２１条第１項・第２１条第３項
第２７条第１項
第４０条第１項・第４０条第３項　の規定により、届け出た宅地造成等に関する工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

１　最初に届け出た年月日	年　　月　　日
２　土地の所在地及び地番	
３　工事施行者住所氏名	
４　工事完了年月日	年　　月　　日
５　備　　考	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１５号様式（第１７条関係）

証　　明　　願

1	申請人 住所・氏名				
	証明を求める事項	下記の建築（建設）計画は、宅地造成及び特定盛土等規制法 第１２条第１項 第１６条第１項 第３０条第１項 第３５条第１項 の規定に適合している。			
		申　請　地			
		地　目			
		地籍（実測）	㎡	地籍（公簿）	㎡
		建築物等の用途			
		建築物等の構造規模	延べ床面積		㎡
2	願出人（代理人） 住　所				
	願出人（代理人） 氏　名				㊞

上記の通り相違ないことを証明願います。

年　月　日

甲府市長　　殿

※ 処 理 欄

申請年月日　　年　月　日	整理番号		決　定　欄	

注　意

1　代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。

2　処理欄には、記入しないでください。